国立大学法人京都大学会計実施規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前略)	附 則 この規則は、平成21年12月16日から施行す る。
(中略) 様式1 / 様式5-6 様式5-7 (略)	様式1 { 同 左) 様式5-6 様式5-7

領収証書番号		番号	
部	局	名	

## 寄附金領収証書

(寄附者)

樣

寄附金額

上記のとおり寄附金を領収いたしました。

平成 年 月 日

京都市左京区吉田本町36番地1

国立大学法人京都大学

ED

印紙税法 第5条により 非課税

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した 寄附金(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号)に該当するものであり、所得税法上の寄附金控除の対象と なる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されてい ます。

また、上記の金額を地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2、第314条の7及び附則第5条の5の規定により寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村へ申告することにより、翌年度分の住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

なお、上記の措置を受けるために、この領収証書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。

- (注:1. 所得税の寄附金控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に、この領収証書を添付し、所轄の税務署へ提出してください。(この確定申告で、住民税の寄附金税額控除の適用のための申告も同時に行うことができます。お住まいの市区町村への申告は不要です。)
  - の申告は不要です。)

    2. 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、所定の寄附金税額控除申告書に必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。